

国立大学法人東京農工大学学則の一部改正

国立大学法人東京農工大学学則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考																															
<p>国立大学法人東京農工大学学則</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規則第2号</p> <p>第1条～第3条 省略</p> <p>(学内施設)</p> <p>第4条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="237 651 835 1026"> <thead> <tr> <th>学内施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>図書館</td></tr> <tr><td>大学教育センター</td></tr> <tr><td>産官学連携・知的財産センター</td></tr> <tr><td>国際センター</td></tr> <tr><td>保健管理センター</td></tr> <tr><td>総合情報メディアセンター</td></tr> <tr><td>学術研究支援総合センター</td></tr> <tr><td>科学博物館</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="237 1070 835 1321"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>環境管理施設</td></tr> <tr><td>放射線研究室</td></tr> <tr><td>女性キャリア支援・開発センター</td></tr> <tr><td>キャリアパス支援センター</td></tr> <tr><td>学生活動支援センター</td></tr> </tbody> </table>	学内施設名	図書館	大学教育センター	産官学連携・知的財産センター	国際センター	保健管理センター	総合情報メディアセンター	学術研究支援総合センター	科学博物館	組織及び施設の名称	環境管理施設	放射線研究室	女性キャリア支援・開発センター	キャリアパス支援センター	学生活動支援センター	<p>第1条～第3条 省略(現行どおり)</p> <p>(学内施設)</p> <p>第4条 本学に、次表に掲げる学内施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1077 651 1675 1026"> <thead> <tr> <th>学内施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>図書館</td></tr> <tr><td>大学教育センター</td></tr> <tr><td>産官学連携・知的財産センター</td></tr> <tr><td>国際センター</td></tr> <tr><td>保健管理センター</td></tr> <tr><td>総合情報メディアセンター</td></tr> <tr><td>学術研究支援総合センター</td></tr> <tr><td>科学博物館</td></tr> </tbody> </table> <p>2 前項に定めるもののほか、次表のとおり本学に必要な組織及び施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1077 1070 1675 1362"> <thead> <tr> <th>組織及び施設の名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>環境管理施設</td></tr> <tr><td>放射線研究室</td></tr> <tr><td>女性キャリア支援・開発センター</td></tr> <tr><td>キャリアパス支援センター</td></tr> <tr><td>学生活動支援センター</td></tr> <tr><td><u>アグロイノベーション高度人材養成センター</u></td></tr> </tbody> </table>	学内施設名	図書館	大学教育センター	産官学連携・知的財産センター	国際センター	保健管理センター	総合情報メディアセンター	学術研究支援総合センター	科学博物館	組織及び施設の名称	環境管理施設	放射線研究室	女性キャリア支援・開発センター	キャリアパス支援センター	学生活動支援センター	<u>アグロイノベーション高度人材養成センター</u>	
学内施設名																																	
図書館																																	
大学教育センター																																	
産官学連携・知的財産センター																																	
国際センター																																	
保健管理センター																																	
総合情報メディアセンター																																	
学術研究支援総合センター																																	
科学博物館																																	
組織及び施設の名称																																	
環境管理施設																																	
放射線研究室																																	
女性キャリア支援・開発センター																																	
キャリアパス支援センター																																	
学生活動支援センター																																	
学内施設名																																	
図書館																																	
大学教育センター																																	
産官学連携・知的財産センター																																	
国際センター																																	
保健管理センター																																	
総合情報メディアセンター																																	
学術研究支援総合センター																																	
科学博物館																																	
組織及び施設の名称																																	
環境管理施設																																	
放射線研究室																																	
女性キャリア支援・開発センター																																	
キャリアパス支援センター																																	
学生活動支援センター																																	
<u>アグロイノベーション高度人材養成センター</u>																																	

<p>第5条～第8条 省略 (附属施設)</p> <p>第9条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="248 316 976 528"> <thead> <tr> <th>学部名</th> <th>附属施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農学部</td> <td>広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター</td> </tr> <tr> <td>家畜病院</td> </tr> <tr> <td>硬蛋白質利用研究施設</td> </tr> <tr> <td>工学部</td> <td>ものづくり創造工学センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10条～第111条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	学部名	附属施設名	農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター	家畜病院	硬蛋白質利用研究施設	工学部	ものづくり創造工学センター	<p>第5条～第8条 省略(現行どおり) (附属施設)</p> <p>第9条 本学に、次表のとおり学部附属の教育施設又は研究施設を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1088 316 1816 528"> <thead> <tr> <th>学部名</th> <th>附属施設名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">農学部</td> <td>広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター</td> </tr> <tr> <td><u>動物医療センター</u></td> </tr> <tr> <td>硬蛋白質利用研究施設</td> </tr> <tr> <td>工学部</td> <td>ものづくり創造工学センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>第10条～第111条 省略(現行どおり)</p> <p>附 則 省略(現行どおり)</p>	学部名	附属施設名	農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター	<u>動物医療センター</u>	硬蛋白質利用研究施設	工学部	ものづくり創造工学センター	
学部名	附属施設名																	
農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター																	
	家畜病院																	
	硬蛋白質利用研究施設																	
工学部	ものづくり創造工学センター																	
学部名	附属施設名																	
農学部	広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センター																	
	<u>動物医療センター</u>																	
	硬蛋白質利用研究施設																	
工学部	ものづくり創造工学センター																	

附 則(20教規則第10号)

この規則は、平成20年7月7日から施行し、7月1日から適用する。ただし、第4条第2項にかかる改正については、平成20年6月1日から適用する。